

資 料 提 供	
平成29年11月22日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (中 西)
電 話	0857-26-7043

平成29年11月定例県議会付議案

議案第 1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)
議案第 2号	同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 3号	同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 4号	同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 5号	同 鳥取県営電気事業会計補正予算(第3号)
議案第 6号	同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 7号	同 鳥取県営病院事業会計補正予算(第3号)

議案第 8号 鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について(地域振興課等)

鳥取市が中核市に移行すること等に伴い、関係する条例について一括して所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
 - ア 法令上、中核市の事務となる項目を削る。
 - イ 中核市が処理する事務と一体的に実施することが望ましい事務を鳥取市に移譲する。
- ②鳥取県民生委員定数条例の一部改正

市町村の民生委員の定数を定めた規定中、鳥取市に関する規定を削る。
- ③鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正
 - ア 浄化槽保守点検業を営む者の登録を要する県の区域から、鳥取市の区域を除く。
 - イ 浄化槽保守点検業を営む者の登録に係る手数料について、知事は、特別の理由があると認める場合には減額し、又は免除することができることとする。
- ④鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正

鳥取市の区域における廃棄物処理施設等について、条例の適用から除く。
- ⑤鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正

使用済物品回収業の届出事項に、収集又は運搬を行う区域を加える。
- ⑥鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

条例の規定中特定動物に関する部分を除き、鳥取市の区域を条例の適用から除く。
- ⑦鳥取県屋外広告物条例の一部改正

屋外広告業の登録を要する県の区域から、鳥取市の区域を除く。
- ⑧その他保健所の所管区域の変更等に伴う所要の改正を行う。

[平成30年4月1日施行]

議案第 9号 鳥取県国民健康保険条例の設定について（医療指導課等）

国民健康保険制度の改正により、県が国民健康保険の保険者となることに伴い、国民健康保険の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（概要）

①鳥取県国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、鳥取県国民健康保険運営協議会を置くとともに、当該協議会の委員の定数について定める。

②国民健康保険保険給付費等交付金の交付

保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため、県から市町村に交付する国民健康保険保険給付費等交付金の普通交付金及び特別交付金について必要な事項を定める。

③国民健康保険事業費納付金

県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県が年度ごとに市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の算定方法について必要な事項を定める。

④鳥取県国民健康保険財政安定化基金

鳥取県国民健康保険財政安定化基金による交付金の交付の要件及び財政安定化基金拠出金の額等について定める。

[平成30年4月1日施行 ほか]

議案第10号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人を寄附金税額控除の対象に加え、また、森林環境保全税及び産業廃棄物処分場税の適用期間を延長する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

①個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に、平成30年1月1日から平成34年12月31日までの間に特定非営利活動法人ハーモニカレッジに対してなされた寄附金を加える。

②森林環境保全税に係る県民税の均等割の税率の特例期間を5年間延長し、個人にあっては平成34年度（現行 平成29年度）までの各年度、法人にあっては平成35年3月31日（現行 平成30年3月31日）までの間に開始する各事業年度等を対象とする。

③産業廃棄物処分場税の適用期間を5年間延長し、平成35年3月31日（現行 平成30年3月31日）までの最終処分場への産業廃棄物の搬入を課税対象とする。

[公布施行 ほか]

議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部改正について（人事企画課等）

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の給料表の改定等を行うとともに、一般職の職員に準じ、特別職の職員及び教育長の給与並びに参考人の手当の額の改定を行うものである。

（概要）

①職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表：全給料表の給料月額改正

イ 扶養手当：子に係る手当額の引上げ

②任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

給料表：給料表の給料月額改正

③鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正
一般職の職員に準じ、知事等の給与等の改定を行う。

[公布施行 ほか]

議案第12号 鳥取県行政財産使用料条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について（財源確保推進課、空港港湾課）

受益と負担の公平の確保を図るため、行政財産及び鳥取空港の使用料を改めるものである。
 (概要)

- ①鳥取県行政財産使用料条例の一部改正
 県庁舎講堂の使用料の額を1時間につき2,740円（現行 2,850円）とする等、建物その他の工作物の使用料の額を引き下げる。
- ②鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正
 空港施設（旅客搭乗橋及び特別待合室を除く。）の使用料の額を行政財産使用料の引下げに準じて引き下げる。

[平成30年4月1日施行]

議案第13号 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について（住まいまちづくり課）

建築基準法の一部改正により、用途地域に田園住居地域が追加されたことに伴い、用途地域内における建築物の建築の許可に係る手数料について、田園住居地域における場合を加えるものである。

[平成30年4月1日施行]

議案第14号 鳥取県被災者住宅再建支援条例及び鳥取県基金条例の一部改正について（住まいまちづくり課、財政課）

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震による被害等に鑑み、被災者の住宅の再建等に係る支援を拡充する等、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正
 ア 被災市町村の交付する次の給付金を新たに補助金の対象とする。

区分	対象事業	交付定額
被災者住宅再建等支援金	半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入	100万円（単数世帯については、75万円）
	一部損壊世帯の居宅の補修	補修に要する経費(30万円を限度とする。)
	住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額(100万円を限度とする。)
被災者住宅修繕促進支援金	小規模な損壊の居宅の補修の促進	2万円

イ 補助金の対象となる給付金について、居宅に代わる住宅の建設又は購入、居宅の補修及び小規模な損壊の居宅の補修の促進に係るものの対象者に賃貸住宅の所有者を追加する。

- ②鳥取県基金条例の一部改正
 鳥取県被災者住宅再建等支援基金に関する規定を追加する。

[公布施行]

議案第15号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課等）

受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の新設、額の変更その他所要の改正を行うものである。
(設定)

区 分	単 位	金 額
地域通訳案内士の登録	1件につき	4,000円
地域通訳案内士の登録証の訂正	1件につき	3,000円
地域通訳案内士の登録証の再交付	1件につき	3,000円
旅行サービス手配業の登録	1件につき	15,000円

(引上げ)

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
1級建築士事務所の登録	1件につき	15,000円	17,000円
2級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録	1件につき	10,000円	12,000円

(廃止)

区 分
地域限定特例通訳案内士の登録
地域限定特例通訳案内士登録証の訂正
地域限定特例通訳案内士登録証の再交付

[平成30年1月4日施行 ほか]

議案第16号 財産の取得（大型橋梁点検車）について（道路企画課）

取得の目的：橋梁点検調査の用に供するため、大型橋梁点検車を整備するものである。

財産の内容：大型橋梁点検車 1台

取得予定価格：100,980,000円

契約の相手方：三協建機株式会社

議案第17号 財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）についての議決の一部変更について（文化財課）

史跡青谷上寺地遺跡の保存、整備及び活用のため、公有化年次計画に基づき、本年度中に追加して用地を取得するものである。

(変更の概要)

相手方：変更前 鳥取市個人 ほか57名

↓

変更後 鳥取市個人 ほか64名

譲渡財産：下表のとおり

変 更 前				変 更 後			
所在地	種類	数量	取得予定価格	所在地	種類	数量	取得予定価格
鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか101筆	土地	77,867.48㎡	1,098,231,506円	鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか100筆	土地	77,908.40㎡	1,104,782,048円

議案第18号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部交通指導課）

和解の相手方：甲 大山町 個人
乙 米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 417,686 円を甲に、892,001 円を乙に、それぞれ支払う。（県過失 9割）

概要：平成 28 年 12 月 28 日、米子警察署の職員が、交差点において交通整理中、和解の相手方甲が運転する普通乗用自動車に対し対面信号機が赤信号のまま交差点への進入を指示したため、右折出口方向に設置された信号交差点を青信号に従い左方から進行中の和解の相手方乙が運転する小型乗用自動車と交差点内で衝突し、双方の車両が破損したものである。

議案第19号 関西広域連合規約の変更に関する協議について（広域連携課）

関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

- ・関西広域連合と一般財団法人関西観光本部の連携により、連合の全区域を対象とする関西の地域通訳案内士の創設を検討することとし、地域通訳案内士の登録等に関する事務を追加する。
- ・地域限定通訳案内士制度の廃止に伴う規定を削除する。
- ・平成 31 年度から実施する毒物劇物取扱者試験及び医薬品販売に係る登録販売者試験に関する事務を追加する。

議案第20号 鳥取市の中核市移行による鳥取県と鳥取市との連携協約の締結に関する協議について

（地域振興課）

鳥取市の中核市移行により県が同市へ保健所を移管することに伴い、県と同市が連携して保健所業務等を処理することにより、県東部圏域の住民サービスの維持及び向上並びに県全域の効率的な行政運営の促進を図るため、取組の基本的な方針及び役割分担を定めた連携協約を締結することに関し同市と協議することについて、地方自治法 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第21号 公立大学法人公立鳥取環境大学第2期中期目標の制定について（教育・学術振興課）

公立大学法人公立鳥取環境大学が達成すべき業務運営に関する目標を設定することについて、地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

（概要）

目標の期間：平成 30 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日（6 年間）

概要：教育の質の向上並びに業務運営の改善及び効率化に関する事項 ほか

議案第22号 当せん金付証券の発売について（財政課）

平成 30 年度宝くじ発売総額：53 億円以内

（平成 29 年度宝くじ発売議決額：53 億円以内）

議案第23号 平成28年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

（単位：千円）

会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	365,358,852	356,558,773	8,800,079	3,359,489	5,440,590

特別会計歳入歳出決算額

（単位：千円）

会計名	歳入	歳出	差引
用品調達等集中管理事業特別会計	4,355,646	4,139,143	216,503
公債管理特別会計	84,988,557	84,988,557	0
給与集中管理特別会計	24,007,952	24,007,952	0
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	284,596	151,957	132,639
天神川流域下水道事業特別会計	1,396,857	918,150	478,707
中小企業近代化資金助成事業特別会計	234,660	231,865	2,795
就農支援資金貸付事業特別会計	127,118	28,951	98,167
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	267,861	60,193	207,668
県営林事業特別会計	134,843	126,891	7,952
県営境港水産施設事業特別会計	276,655	261,426	15,229
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	360,562	50	360,512
港湾整備事業特別会計	97,422	95,996	1,426
収入証紙特別会計	1,865,999	1,809,881	56,118
県立学校農業実習特別会計	60,973	39,422	21,551
育英奨学事業特別会計	845,949	844,775	1,174

議案第24号 専決処分の承認について

（1）運転免許取消処分取消請求事件、退職手当支給制限処分取消請求事件及び

懲戒免職処分取消請求事件に係る訴えの提起について（警察本部監察課）

相手方：鳥取市 個人

訴えの内容：平成27年（行ウ）第6号運転免許取消処分取消請求事件、平成27年（行ウ）第9号退職手当支給制限処分取消請求事件及び平成28年（行ウ）第10号懲戒免職処分取消請求事件につき、平成29年10月13日言渡しのあった鳥取地方裁判所の判決を不服として控訴するものである。

報 告 事 項

報告第 1号 平成28年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事業名	年度	精算額（円）
県庁第二庁舎外壁改修事業費	26～28年度	793,828,080
八頭庁舎耐震補強整備事業費	27～28年度	145,943,964
八橋警察署庁舎移転整備事業費	27～28年度	1,414,704,960
東部運転免許センター庁舎移転整備事業費	27～28年度	682,622,640
八頭高等学校改築整備事業費	25～28年度	628,064,320
八頭高等学校耐震改修等整備事業費	26～28年度	298,733,360
倉吉農業高等学校畜産施設改修等整備事業費	27～28年度	50,223,240
倉吉養護学校水治訓練室整備事業費	27～28年度	206,809,200

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）職員の退職手当に関する条例の一部改正について（平成29年10月17日専決）（人事企画課）

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成30年4月1日施行]

（2）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年11月16日専決）（広報課）

和解の相手方：甲 八頭町 個人
乙 鳥取市 企業
丙 島根県松江市 企業

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 329,856 円を乙に、238,620 円を丙に、人身損害に対する損害賠償金 233,962 円を甲にそれぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 29 年 6 月 22 日、広報課の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、渋滞により停止しようとして徐行していた和解の相手方甲が運転する和解の相手方乙が第三者から借り受けている小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方甲が負傷したものである。

（3）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年11月16日専決）（税務課）

和解の相手方：島根県安来市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 94,418 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 4 月 18 日、西部県税事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内において発進する際、右方から進行してきた和解の相手方使用の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

（4）鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について（平成29年11月16日専決）（地域振興課、農地・水保全課）

土地改良法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(5) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について（平成29年11月16日専決）（障がい福祉課）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成30年4月1日施行]

(6) 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について（平成29年11月16日専決）

（循環型社会推進課）

都市計画法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成30年4月1日施行]

(7) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について（平成29年11月16日専決）

（住まいまちづくり課）

和解の相手方：甲 県営住宅の入居者1名

乙 甲の連帯保証人1名

和解の要旨：・県は、和解の相手方甲に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。

・県は、和解の相手方甲に対してなした駐車場使用許可取消しの意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該駐車場使用許可に基づく賃借権を有することを確認する。

・県及び和解の相手方は、和解の相手方甲が平成29年9月分までの未払家賃316,100円及び未払駐車場使用料35,200円を県に支払済みであることを確認する。

・その他、今後の家賃及び駐車場使用料未納時の取扱い、損害賠償金の支払に係る取扱い等について取り決める。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年11月16日専決）

（農林水産総務課）

和解の相手方：北栄町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金96,087円（県過失10割）を甲に支払う。

事故の概要：平成29年7月6日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場内において後退した際、後方で駐車していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年11月16日専決）

（農林水産総務課）

和解の相手方：甲 大阪市 企業

乙 鳥根県安来市 個人

丙 米子市 個人

丁 米子市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金433,156円を甲に、人身損害に対する損害賠償金219,315円を乙に、67,573円を丙に、24,522円を丁にそれぞれ支払う。（県過失10割）

事故の概要：平成29年8月25日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、前方で停止していた和解の相手方甲使用の普通乗合自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、当該普通乗合自動車を運転していた和解の相手方乙並びに丙及び丁の子が負傷したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年11月16日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：甲 国

乙 鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 64,925 円を甲に、8,011 円を乙に、それぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 28 年 8 月 17 日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、運転操作を誤り、和解の相手方甲が設置するガードパイプ及び和解の相手方乙が設置する電柱標識板に衝突し、同ガードパイプ及び同電柱標識板を破損させたものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年11月16日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：甲 日野町 個人

乙 日野町 個人

丙 日野町 個人

丁 日野町 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 1,644,720 円を甲に、人身損害に対する損害賠償金 498,808 円を乙に、103,443 円を丙に、45,840 円を丁にそれぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 28 年 12 月 18 日、黒坂警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、路面凍結のためスリップし対向車線にはみ出したため、対向車線を走行中の和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、乙及び当該軽乗用自動車に同乗の和解の相手方丙及び丁が負傷したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年11月16日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 145,065 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 4 月 17 日、警察本部警務部警務課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、転回のため交差点内で切り返す際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年11月16日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 589,054 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 6 月 5 日、警察本部交通部交通指導課の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故捜査車）を運転中、前方の注意を怠ったため、渋滞により停止していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年11月16日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 97,200 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 6 月 25 日、倉吉警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、道路が狭隘であったことから後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方所有の手すりに衝突し、同手すりを破損させたものである。

(15) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成29年11月16日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(16) 工事請負契約（境漁港高度衛生管理型市場整備事業1号上屋新築工事（1工区建築））の

締結についての議決の一部変更について（平成29年11月17日専決）（水産課）

労務単価の変動により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。
(変更内容)

・契約金額：現行 1,684,800,000 円 → 変更後 1,687,654,440 円 (2,854,440 円の増)

(17) 工事請負契約（境漁港高度衛生管理型市場整備事業1号上屋新築工事（2工区建築））の

締結についての議決の一部変更について（平成29年11月17日専決）（水産課）

労務単価の変動により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。
(変更内容)

・契約金額：現行 1,548,720,000 円 → 変更後 1,550,225,520 円 (1,505,520 円の増)

報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 9件 変更 1件